

**総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会
特定放射性廃棄物小委員会（第3回）**

日時 令和6年4月30日（火）17:00～18:52

場所 対面・オンライン開催

1. 開会

○下堀課長

定刻となりましたので、ただいまより、総合資源エネルギー調査会第3回特定放射性廃棄物小委員会を開催いたします。

私は事務局を務めます経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部放射性廃棄物対策課長の下堀でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

また、本日はご多忙の中、委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日はオブザーバーとして、原子力発電環境整備機構（NUMO）から阪口副理事長、植田理事、兵藤技術部部長、そして電気事業連合会から合田最終処分推進本部長代理にご出席をいただいております。

本日の小委員会は、対面とオンラインのハイブリッドにて行います。また、本日の会議の様子はYouTubeの経産省チャンネルで生放送いたします。

本日の資料ですが、対面でご参加の方はお手元のiPadをご参照ください。オンラインでご参加の方については、Teamsの画面上でも適宜投影をさせていただきます。

続いて、本日の資料を確認いたしますので「配布資料一覧」をご覧ください。上から資料1として議事次第、資料2として委員名簿、資料3、資料5が事務局の説明資料、資料4、6、7がNUMOの説明資料です。加えて、参考資料1として北海道寿都町の文献調査報告書（案）、参考資料2として北海道神恵内村の文献調査報告書（案）を入れております。あと参考資料3として、高野委員から意見書ということで資料を載せております。以上になりますが、もし資料に過不足などございましたら、事務局までお知らせください。

では、以降の議事進行は、高橋委員長にお願いいたします。

高橋委員長、よろしくお願いいたします。

2. 説明・自由討議

○高橋委員長

それでは、議事次第に沿って進めてまいります。本日の終了予定は2時間程度の19時頃を念頭に置いております。議事運営に当たっての委員各位のご協力のほど、どうぞよろし

くお願いいたします。

本日の議題は、議事次第に記載されておりますように、「最終処分に関する「当面の取組」の進捗について」「対話活動の振り返りについて」「文献調査報告書（案）について」の3点でございます。

まず、議題（1）では、「当面の取組方針（2023）」に基づく取組事項の進捗の報告を、資料3に基づいて資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

続きまして、議題（2）では、北海道寿都町、神恵内村における対話活動の振り返りの取組状況を、資料4に基づいてNUMOからご説明を頂戴したいと思います。

最後に議題（3）では、北海道寿都町、神恵内村の文献調査に関する動きを資料5に基づいて資源エネルギー庁からご説明をいただいた後に、両町村の文献調査報告書（案）の内容と、経済社会的観点の評価、検討プロセスについて、資料6、資料7に基づきましてNUMOからご説明を頂戴したいと思います。

議題ごとに質疑、議論の時間を設けておりますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、プレスの皆様はここまでとさせていただきますので、ご退席のほどよろしくお願いいたします。YouTubeでの傍聴は引き続き可能となりますので、引き続きYouTubeにてご覧いただければありがたいと思います。

それでは、議題（1）につきまして、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思います。

○下堀課長

それでは議題（1）について、資料3に基づきましてご説明をいたします。

資料3の1ページを開けてください。

この資料の全体概要でございますけれども、昨年6月の第40回放射性廃棄物ワーキンググループでお示した「当面の取組方針（2023）」ですが、これの取組強化策、こちらの進捗があったものを中心にご報告するものでございます。

また、2024年度は全国行脚を含めた以下の取組事項を継続して、地層処分の認知層の拡大、文献調査実施地域の拡大に向けた取組を引き続き進めるというものでございます。

それぞれ後ろでご説明しますが、資料のないもの、6番、地域との「協議の場」の立ち上げは未設置な状況でございます。地域でどういう形があるかどうかというのを、引き続き、2024年度にかけても継続して検討していきたいというふうに思っております。

また、7の段階的申入れの検討でございますけれども、地域の実情に応じて、申入れを適時検討するというところでございますので、今日の時点では資料はないということでございます。

次のスライド2ページは昨年6月の資料ですので、説明は割愛させていただいて、スライド3ページでございます。

まず、説明会でございます。継続して、2023年度も実施しました。国民の皆様向けに対

話型全国説明会を全国で22回開催しました。2022度と同じ回数でございます。

また、自治体の職員の皆様向けには、自治体説明会を全国ブロック別に5回、2023年度は全てオンラインで開催しております、100以上の自治体の職員の方に参加いただいているというところでございます。

次のスライド、4ページでございます。

若年層向け理解活動、広報事業をしっかりとやっていこうということでございまして、昨年からもご説明、ご紹介している地層処分に関心がある大学生（ミライブプロジェクト）が、昨年度は大学祭への出展を5回実施いたしました。合計2,200名超の来場者に対して、地層処分事業の紹介をしていただいたというものでございます。

また、資源エネルギー庁とNUMOの職員が、5つの大学で合計240名超の受講者に対して出前講義を実施しております。アンケートでは一定の評価を得られているというところではありますけれども、手前みそにならないように、しっかり丁寧に、今後もこういった講義活動などもやっていきたいというふうに思っております。

それから次のスライド、5ページでございます。

高校生向けの研修事業を昨年夏に実施いたしております。若い世代が、この高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する日本とスウェーデンの現状や違いを学ぶ中で、地層処分について考えるきっかけを提供したというものでございます。

また、今年に入ってからですけれども、2月21日に名古屋で地層処分に関するシンポジウムを開催いたしました。より多くの方、若い世代に、この地層処分を知っていただくための機会を提供ということで、大きく2つのセッションがありまして、1つが著名人を招いたパネルディスカッション、もう1つが、先ほどご紹介した研修事業に参加した高校生によるトークセッションを実施したということで、様々な若い世代から厳しいご指摘も含めて、いろんな指摘があったということでありまして、ホームページ上にもこの動画などを掲載して、より広く広まるようにということで取組を行っているところでございます。

次のスライド、6ページでございます。

これまでも取り組んでいる関心グループの拡大に向けては、2022年の約160から20の積み上げで、約180に増加したというところでございます。NUMOが実施する学習支援事業を活用して、勉強会や講演会、施設見学会等の活動を行ったグループということでございますが、これは昨年も議論がありましたけれども、ただ単に数を増やすのではなくて、横のつながりとか、有機的なネットワークの形成といった観点から、次のスライドの7ページでございますけれども、関心グループを対象に全国交流会とウェブ交流会を2023年度も行っております。

学習活動を行う上での課題等について、世代や地域を越えて情報交換する場ということで、2023年度は52団体79名が参加、それからウェブ交流会は昨年度4回実施いたしまして、いろんな有識者による講演や、参加者との質疑応答等を実施したというところでございます。延べ100人強に参加いただいているというところでございます。

続きまして、8ページでございます。

これは昨年もご紹介したところでありますけれども、昨年4月の基本方針の改定、この中で位置づけられたものとして、この文献調査の対象地域や地方公共団体等の関心や意向を的確に受け止めて、関係府省庁の連携の下で、地域の将来の持続的発展に向けて取り組むための体制として、関係府省庁連絡会議、それから地方支分部局連絡会議を、昨年の5月と6月にそれぞれ設置したということでございます。今年度、またいろんな情報等が集まってきて、しっかり関係府省庁にも連絡共有、あるいはご協力をいただくという方向に向けて、またしっかり会議の開催なども検討していきたいというふうに思っております。

それから9ページでございます。

全国行脚100の自治体を目標に掲げて訪問しようということで、首長の直接のご理解を得るための全国行脚でございますが、昨年3月末の時点で102の市町村の首長を訪問することができました。何とかぎりぎりでありまして、目標の年度内の100自治体達成したということでありまして、いろんなコメントは前回までにご紹介したものと大きくは変わっていませんけれども、今年度も、2024年度内の100自治体の訪問を目指して、首長さんのご理解を、いろんな地域で得ていくことが大変重要だと思いますので、全国行脚を継続したいというふうに思っております。

そして、次の10ページでございます。

こちら、昨年12月の第2回小委員会での審議を行いまして、そこでいろんなご議論を踏まえた上で、国としては令和6年度、今年度の予算事業で新たな事業として、この「地域将来ビジョン調査・広報事業」を措置しようということで調整を進めております。

実際に、この最終処分事業に関する理解深化、それから地域の中長期的な振興ビジョンの策定、これに向けて地域での対話支援事業を展開する予定ということで、具体的な支援メニューとしては、この対話機会をアレンジするとか、それから地域のビジョン、将来のビジョン策定を支援するとか、あるいは勉強会において専門家を派遣するとか、いろんな施設、地層処分研究施設とか再処理関連の施設とか、こういったところの施設の支援といったものを支援メニューとしては考えているところでございます。

予算事業ということなので、別にこれをやったからといって法に基づく文献調査、プロセスに必ずしも乗っかるものではないということで、まさに文献調査の実施にかかわらず利用可能とすること。また、前回でもご議論ありましたけれども、これで何か自治体に交付金を配るとかそういうものではなくて、本当に必要な経費のみを民間事業者に渡して、民間事業者が汗をかいて、こういったことをサポートしていくと、そういう事業を考えているというところでございます。

11ページ目は参考ですので説明は割愛させていただいて、12ページ、これは「当面の取組方針(2023)」には載っていないものでありますけれども、これも第2回小委員会での審議を踏まえて、風評、あるいは安全面に関する情報発信ということで、こういったご議論をさせていただきました。これを早速今年2月に、新年度の対話型全国説明会の説明資

料等にしっかり反映させて、これを対話型全国説明会で使いながら情報提供をしているということでございます。

この資料については以上ですけれども、また、さらに取組方針にはないですけれども、関連して昨今、この一、二週間で報道もあります、佐賀県玄海町のことについて一言、口頭でご紹介、ご説明を申し上げます。

文献調査に関する動きとして、玄海町で4月15日に町内の3つの団体から、文献調査の応募に関する請願が議会に提出されて、4月15日から玄海町議会で、これを審議されていたということございまして、4月17日には私と、それからNUMOも参考人として呼ばれて、町議会議員の皆様のご質問にお答えするというのもやってきたところでございます。先週26日に町議会本会議として、その請願を採択するというのが賛成多数で決まったという状況でございます。

この後ですけれども、先ほど資料はございませんでしたが、この1年間は申入れをする機会はなく、町議会がそういった請願を受け止めて審議して、請願を採択したという状況などを踏まえて、地域の状況を踏まえながら国の申入れをするのかしないのか、するとしたらどういうタイミングですか、こういったところを鋭意、政府の中で検討中ございまして、しっかり状況を踏まえながら適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

すみません。長くなりましたが、私からの報告は以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの資源エネルギー庁からの説明につきまして、ご質問、ご意見を希望される場合は、会場の方はネームプレートを立てていただき、リモート参加の方は手を挙げる機能にて、発言表明をしていただくようお願いいたします。順次、こちらから指名をいたします。

なお、ご発言時間に関しましては、できる限り多くの方にご発言をいただく機会を確保するために、誠に恐縮でございますが、お1人当たり1分ということでお願いしたいと思っております。時間の目安として、1分が経過しました段階で、ベル及びチャットボックスにおきましてお知らせさせていただきます。

いかがでしょうか。ご意見を頂戴できれば。

それでは、鬼沢委員お願いします。

○鬼沢委員

ありがとうございます。

スライド4にあります大学生向けの出前講義の中のアンケートの中で、(1)のところ少し難しかったという、これはすごく重要なかなと思います。大学生が聞いて難しかったと答えているということ、地域で、いきなり聞いたことのない言葉を聞いてもなかなか理解は難しいかなと思うので、この難しかったというところを、もう少し何か分析して生

かしていったらいいのではないかなと思います。

それから、次の5番目のスライドのこのシンポジウムは、私もライブ配信で視聴いたしました。特に地層処分の現地を見てきての高校生の発表はすばらしかったなと思うんですね。やはりこういうことの積み重ねが、すごく今後に活かされていくのではないかなと思うので、本当にこの若い人たちが現地を見てどういうふうにしたのか。日本の最終処分をどういうふうにするのかという、ここはすごく重要ではないかなと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次に伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

ご説明ありがとうございました。2点ございまして、1点目はコメントといいますか、感想です。

9ページ目のスライドで、自治体の首長さんへの訪問ということで、目標の100を達成したということで、着実に進められていると考えております。ただ、以前も申し上げましたけれども、数をこなすということが目的ではなくて、やはりいろいろ理解を得る、あるいはこの事業についての状況を知っていただくということが重要だと思いますので、引き続きこの行脚に関しては、そういった視点を重視していただきたいと思います。

もう一点目は質問でございまして、10ページの令和6年度の予算事業ということですが、ご説明の中で自治体への交付金ではないということがございました。実際に民間事業者がこういったプログラム、メニューを展開するということを支援するということですが、ちょっと具体的なイメージがあれば教えていただきたいということです。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員お願いします。

○吉田委員

ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

私からは、この全国行脚とか活動に関しては、もちろん継続すべしと思っています。どんどん浸透しているような感じがありますので、継続は力なりと言いますが、やっていただければと思います。

その上で1つ質問ですが、最後に下堀課長のほうから佐賀の動きの話がありましたが、これまでのこういった全国行脚の活動と佐賀の動きが、何かリンクしているのかどうかということをまずは伺いたい。全く関係なくあったのか、あるいはやっぱりこれまでの活動が下支えになって、それで展開しているということになれば、こういう活動のいわゆる意義といいますか、重要性もそこで示されることとなりますので、その辺のところ、もし

今の段階で言えるようなところがあれば、教えていただければと思います。

私からは以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、長谷部委員お願いいたします。

○長谷部委員

今、手を挙げようかなと思って、まだ挙げていなかったんですけど。私、先に質問してもよかったですか。もしかしたら、八木さんが質問したかったかなと思ったんですが。

○高橋委員長

違いました。申し訳ありません。

○長谷部委員

スライドの7ページ目にあります……じゃあ、後で。

○高橋委員長

どうぞお願いします。

○長谷部委員

スライドの7ページ目にありますウェブ交流会についてなんですけれども、これにつきまして、あまり私、これまで情報を拾っていなかったなと思ひまして、どのようなふうに広報されて、どんな出席者を見込まれて実施されているのかを教えてくださいたいと思います。

また、希望としましては、やっぱり若い世代が参加できるような交流会をもっとしていただけたらなど。シンポジウムは本当によかったなと思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、八木委員お願いします。

○八木委員

スライドの10枚目のところで質問させていただきたいのですが、先ほど具体的な中身について補足説明をというお話があったんですが、それと加えて、実際にこれ、公募という形ではないような気はするんですけども。どういうふうな自治体に向けて、どういうふうな情報の提供をなされるのかとか、実際にこの事業に採択されるプロセスとして、どのようなことをお考えかということについて、追加でご説明いただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、寿楽委員お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

佐賀県玄海町の動きについて、先ほど課長からも口頭でお話がありましたけれども、もう既に本日、日中の各報道機関の報道によりますと、経産省におかれては一両日中にも文献調査受入れを申入れするというようなことも言われておりまして、大変早いペースでお話が進んでいるのかなと拝察しております。

であるならばということでお話ししますけれども、北海道での2つの町村での文献調査入りの際には、審議会が長期間にわたって開かれませんで、このことについて、かねて私からは、ぜひそういうことがないようにとお話をしてまいりました。

今後、その玄海町でも対話の場が設けられる等、動きがあろうかと思えますけれども、その前の段階で、ぜひこの委員会を適時に開催していただいて、場の設置運営や文献調査の進め方、その他について、今般、今日のこの後の議題にもあります、既に行われた振り返りのことも踏まえて、審議の俎上にしていただくようお願いしたいと思います。

特にこの複数地域、異なるタイミングでプロセスが進んでいくという状況に入っていきますので、これは新しい状況で、将来、実際に今後もし進んでいった場合に、どういった形で絞り込みになるのかとか、その基準はどうなのかとか、こういうことが分かりませんと、地域の皆さんはいろんな判断のしようがないというところがあろうかと思えます。実際、北海道の2町村からは、この間、3か所目以降が現れないと、なかなか自分たちとしては次の判断ができないというような発信も首長などからされていますので、早急にこの辺りについて、国、NUMOから、どういった形で今後進めていくのかということをも具体化してお示しいただくことが透明性のある、信頼の得られるプロセスの中で今後調査が進んでいくということにつながろうかと思えますので、ぜひ次の機会に、そういったご提案をいただければと思うところです。

以上です。

○高橋委員長

それでは、三井田委員、お願いします。

○三井田委員

三井田です。

私、2点ありまして、まず4ページ、5ページのシンポとか、大学生、高校生の説明の部分、非常にいいことだと思うんですけど、特に5ページの高校生の感想のところ、「日本の学校の授業でも、この問題を取り上げ」などということを書いてあるわけですけど、それこそ8ページに、関係府省庁連絡会議で文科省さんとかも入って、横つながりでやろうとしているときに、私が出向して参画している柏崎市にある地域の会というのは、原子力立地地域住民の会ではありますけれども、その会の中でそういう原子力だけでなく、エネルギーミックスそのものを含めて教育に組み込んでもらいたいというのは、何度となくお願いしているところでもあります。最終的には放射性廃棄物の問題も含めて、エネルギーを考える教育というのは、ぜひ考えていっていただきたいなというのがまず1点目

です。

2点目ですけれども、9ページの自治体への訪問の部分、数を大分やっただきしているのはすごくありがたくて、継続してやっていっていただきたいなという部分ですし、この感想の部分のコメントの左下のところにある「説明を受けるだけで騒ぎになる。」みたいなことも、数をこなしていくことで基本的にはもう全ての自治体さんを回る目標で説明、理解活動で行くんですよということが、エネ庁さんのほうで、もしくはNUMOさんのほうで、ある程度胸を張って言えば、別に何ら勧誘に行っているわけではない、少なくとも理解をしていただきたいという活動であるということを広く理解していただくことも大事だと思いますので、そこはお含みおきいただきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、織委員をお願いします。

○織委員

ありがとうございます。

私のほうも幾つかあるんですけど、まず1つは、いろいろ羅列していて、いろんな取組をなさっていらっしゃるのにはすばらしいと思うんですが、1つ広報戦略が見えてこない。どれに強弱を置いて、さっき吉田先生もおっしゃったように、実際にどれが効果があって、どれを継続していくのか。また、対象がどうなのか。長期的なものなのか、短期的なものなのか。やはりその辺は、全体像を見ながら効果があるものに焦点を絞ってやっていくというようなやり方をしないと、人的資源、財政的資源も無限ではないので、やはりその辺の優先順位というものを戦略的に立てていく必要があるのではないかなということが1点です。

それからもう一点、先ほどから鬼沢さんもおっしゃっていて、私も5ページのスライドの高校生のものはすばらしかったと思います。特にスウェーデンに行ってみて、実際に足で歩くことの重要性ですとか、個別訪問しているということなんかも具体例があって、非常に有益だったので、こういった有益な情報をどのように広げていくのか。逆に1つ1つやっていって、それをどう拡大していくのかということを明確にしていきたい。

もう一点、最後に10ページの地域の発展ビジョン、これも位置づけが分からないですね。今までの理解を得るという話から、地域の発展ビジョンというものをどう位置づけて、何か唐突感が出てくるので、やはり全体的な広報戦略の中で、これをどう位置づけて、どういうポジションでやっていくのかということを明確にしていきたいと思います。

以上です。

○高橋委員長

それでは、高野委員をお願いします。

○高野委員

佐賀県玄海町の動きについてコメントしたいと思います。

今、国は鋭意申入れを検討中というふうに説明を受けました。私はすべきではないというふうに思います。県内では、申入れ拒否を求める要望書も多く出されていますし、長崎県と佐賀県の知事は反対の意を表明していると思います。

また、請願の採決は提出から僅か11日ですし、国とNUMOしか参考人の招致がされていません。議論に数か月をかけ、調査反対の専門家も招致した長崎県対馬市と比較しても、その議論の不十分さと意思決定の拙速さは明らかだと思います。

また、安全面も危惧されます。科学的特性マップでは、玄海町は炭田があるため、ほとんどがシルバーで相対的に適正ではないとされています。炭田ではメタンガス発生の可能性という固有の危険性もあると思います。

このような様々な懸念材料がある中、国が申入れを行えば、地域社会の対立はより深刻になり、意思決定は拙速でも構わない、安全性を軽視し、どこでも調査できるという誤ったメッセージを送ることになると思います。申入れはやめるべきだと思います。

次に、手短かに地域将来ビジョン調査広報事業についてコメントします。

文献調査の実施にかかわらず利用可能とするということですが、一応経産省としては当然調査、応募につなげるために実施するわけですから、この事業の利用を巡って地域対立は避けられないと思います。

地域の中長期的な振興ビジョンでは、この事業で交付金が発生しないとしても、交付金の話も出てくるでしょうし、金銭的便益による誘導と、それによる地域対立があおられる構造は何ら変わっていないと思います。東洋町、寿都町、そして対馬市の教訓から、国は何を学んだのかと疑問に思います。私は、この事業に強い反対の意を表明します。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご発言につきまして、資源エネルギー庁からご回答を頂戴したいと思います。

○下堀課長

ありがとうございます。時間もありませんので、まずいただいたご意見については、きちんと受け止めて、今後の検討に生かしていきたいと思いますが、質問がいくつかありましたので、お答えしたいと思います。

資料10ページ、3人ですね。伊藤委員、八木委員、織委員からありました、10ページの地域の発展ビジョンの具体、予算事業のお話でございます。

まずイメージですが、実際は国から委託を受けた事業者が、その事業者がいくつかの地域で、今事業規模から4か所ぐらいを想定していますけれども、4か所ぐらいの地域で実際に事業者が入って、どういう方々と、そういう対話の活動を行ったらいいのかというのを地域の関係者、これは自治体であるかもしれないし、自治体ではハードルがなか

なか高い場合には商工団体とか、そういったところも受皿になるかもしれませんが、そういったところと、この国から委託した民間事業者が話し合いながら、どういう人たちとどんな勉強をしていくかというところから、この地層処分についても理解をいただきつつ、じゃあ、この地域にとってそれが必要なかどうか、そうでないのかということをしつかり虚心坦懐にご議論いただくところ。先ほど高野委員からありましたけれども、これは必ずしも文献調査に続くものではございません。続くと分かったと冷静な議論ができなくなるという、12月のご議論がありましたので、そういった意味で、必ずしもつながるものではなくて、こういう予算事業でやれないかというので検討しているところでございます。

八木委員から、具体的な自治体の選び方はありますかとのご質問がありましたけれども、ここについては、今現在ちょっと検討調整中のところもありますので、また整理をしてご説明、ご紹介をしたいというふうに思います。

それから吉田委員から、佐賀県玄海町の動きが、これまでの取組とリンクしているのかわりとありました。全国行脚は、具体的にどこの自治体に行ったかというのは明らかにしていませんけれども、これについては、直接のリンクというのは正直あまりないんですけれども、対話型全国説明会を、昨年11月に、この玄海町で行っています。それはなんですかというと、過去にも玄海町議会で、原子力特別委員会等で勉強会をしたいというのでご説明に行ったというのもありましたし、町議会の議論を見ていると、この文献調査、最終処分に関する質疑のやり取りというのは非常に多くあったということ踏まえて、こういった地域でも住民の皆さんにもご説明したいという、そういったところはありました。しかし、直接全国行脚等が関係したというところはないところでございます。

それから、もう1つだけ。長谷部委員からですかね。ウェブ交流会のお話がありましたけれども、最初は1つ前のページにあります関心グループ、NUMOの学習支援事業を使っている関心グループが対象になって、そこにお声がけをして、ウェブ交流会が行われているものでありまして、若い世代にももっとというのはおっしゃるとおりだと思いますので、どういうふうにこの関心グループが若い世代に広がっていくかというのは、引き続き検討していきたいというふうに思っております。

私のほうからは、以上でございます。

○高橋委員長

活発なご意見、そしていろいろなご指摘、ありがとうございました。事務局におかれては、本日のご意見、そしてご議論を踏まえまして、引き続き取組をしていただければありがたいと思います。

それでは、次に参りたいと思います。

議題の2つ目です。対話活動の振り返りにつきまして、NUMOからご説明を頂戴したいと思います。

○植田理事

原子力発電環境整備機構の植田でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、本件のインタビューを受けてご協力いただきました寿都町、神恵内村、両町村の住民の方々に、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、後ほどご説明があらうかと思えますけれども、高野委員からの意見書でございますね。こちら、早い段階からご指摘をいただいたこともありまして、私ども、現地のほうですぐに対応してまいりまして、ほぼ対処できたかなとは思っております。ただ、インタビューに関しまして、NUMO職員が介入しているのではないかと、あと誘導しているのではなかろうかというふうなことにつきましては、事実関係をしっかりと把握した上で、次回に回答させていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、このように多くご意見を頂戴いたしておりますので、この件に関しましては、今後の「対話の場」の運営に向けて、活かさせていただければというふうに感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、お時間もありますので、内容につきまして中間的なまとめ、ポイントを押さえて報告をさせていただきたいと思えます。

ページをおめくりいただきまして、1ページでございます。

こちらにつきましては、現在の立ち位置の確認ということでございます。

①のインタビュー、こちらをさせていただきながら、②で第三者専門家の方々に読み解きをしていただき、また、③でその読み解いたことを事務局で要約し、④、⑤、本日、中間的な取りまとめ及び議論をとということになってございます。今後は報告書(案)、⑦のところを持っていくまでにおきまして、様々なご意見を頂戴したいというふうに思っております。

次のページ、よろしくお願いいたします。こちらにつきましては、インタビューの進め方でございます。

もう既にご承知とは思いますが、住民の方が選ぶ形による聞き取りということをご前回はご提案いただきまして、3つの選択肢、これを採用してインタビューに臨んだということでございます。また、進めるに当たりましては、この2ページの一番下でございますが、留意事項として、一定のルールを定めて、ここに從ってインタビューを進めてきたということでございます。

次のページでございます。3ページでございますが、インタビューの実績でございます。

数値をご覧いただいたとおりでございますけれども、寿都町、神恵内村を合わせまして51名の方々に聞き取りをさせていただいております。限られた時間の中でインタビューにご協力いただいたということで、そういった意味では可能な範囲で住民の方を探させていただいて、これだけの方に参加いただいたという結果でございます。

ただ、当然ながら全ての住民の方々にお聞きしているわけではないので、地域の総意ではないということをご留意いただければと思っております。また、大きく分けると「対話の場」に出席されている現会員、または現委員の方か、もしくはこの「対話の場」にご出

席経験のない方、もしくは出席されていない方、この辺の方々を大きく分けてご意見をいただいたということでございまして、その中で一定のご関心があり、事務局から連絡が可能な方についてお願いをさせていただいたということでございます。

次のページをお願いいたします。4ページでございますね。第三者専門家の陪席ということでございます。

第三者専門家の7名の方々には、逐語記録の読み解きというのをお願いさせていただいておりますが、プラス、インタビューのやり取りであるとか雰囲気を知ってもらうために、陪席の依頼も併せてお願いしてございます。全てではございませんけれども、専門家の方々には、時期が厳冬期でございまして、非常に寒い中、北海道まで行っていただいたということで、このことに関しましても、この場で感謝を申し上げさせていただく次第でございます。中身は、ここに載っているとおりでございます。

次でございます。5ページでございます。

逐語記録の読み解きでございます。こちらは客観性を確保するために、第三者専門家の7名にインタビュー内容を記録した逐語記録の読み解きを依頼したというものでございまして、お一人の方、おおむね大体3～4本ぐらいを読み解きさせていただいてございます。この中で拾うべき大事なポイントを逐語記録上でマーカーで明示させていただいて、それを事務局で要約したという形で流れてございます。

次でございます。

解析と読み解きでございますが、その陪席と読み解きから、今回のインタビューのプロセスが適切に進められていたかでございます。主なコメントを記載してございますが、この中では、ファシリテーターに依存したインタビューになっているのではないかとあるとか、また、NUMOの意図に沿うように誘導していたのではないかとというようなご意見を頂戴いたしました。その一方で、別の方からは、ファシリテーターは適切であったとか、誘導的な部分は感じられなかったというような様々なご意見をいただいたというところでございます。

次でございます。「対話の場」の設置・運営状況でございます。

可能な限り、各自治体や参加者の意向を踏まえて運営させていただいたということでございますが、中身は割愛させていただきますけれども、寿都町、神恵内村とも、自治体ごとに運営方法に特徴がございまして、それがインタビュー内容にも影響を与えているかなと推察している次第でございます。

次でございます。

次は参考でございます。基本方針における「対話の場」の位置づけということで、割愛させていただきます。

続きまして、インタビュー結果の概要でございます。

こちらから中身に入ってまいりますわけでございますが、まずは対話の場の場づくりということで、ご質問させていただいております。その中で、寿都町においてでございますが、

地層処分の事業説明の間は率直な意見交換が少なかったと。特に最初の断面では、そういった意見が活発になることはなかなか難しかったのかなというようなところで、ご意見をいただいているところでございます。

次は詳細でございますので、次も飛ばさせていただきます。

11 ページでございますが、議題の設定でございます。

こちらにつきまして、寿都町におきましては、慎重な意見の専門家との対論など、一部テーマが未達であると。いろいろご議論いただいている中で、そういったことができなかつたといったところが残念という意見。また、より多様な有識者、専門家の講義、質問機会があったほうがよかったというご意見をいただいております。

次に参ります。次も飛ばさせていただきます。

形式でございます。

こちらにつきましては、質問項目として、ワークショップ形式で行ったことであるとか、あと、ほかの方の意見もいいなと思えるものであったかどうかというご質問をさせていただいておりますけれども、寿都町では、前半のスクール形式について、事業説明の段階では対話になっていなかったと。先ほどと同じような、前半部分での、なかなかうまくいかなかったというところのご意見。

また、グループの組合せ、賛否、入替えへの課題を指摘する意見。こちらにつきましては、結果としまして、グループが固定化してしまっていて、いつも同じ顔ぶれで、同じような内容になってしまったと。ここをもっと入替えをして、対話の場のメンバーのいろんな方の意見をいただきましたかったという意見でございます。

次、行ってください。次も飛ばさせていただきます、参加者の構成でございます。

こちらにつきましては、当然ながら人数、規模、これが適正であったかというような問いでございますが、より多様な住民に参加していただいて話し合う機会の必要性を感じているというのが、課題としてご意見を頂戴したところでございます。これは後ほども出てきますが、やはり多様な方の参加というのを求めているらっしゃって、ここに対して、我々としてはどういうふうに工夫をしたらいいかというところを、今後しっかり受け止めてやっていかなければいけないというふうに思っております。

次をお願いして、次、飛ばさせていただきます、開催頻度・タイミングでございます。

こちらにつきましては、3 ポツ目に書いてございますが、開催スケジュールが見えづらく予定が立ちにくいと、こういうご意見がありました。これは具体的に申し上げさせていただきますと、1年を通したスケジュールが示されていないと。これは対話の場の建てつけにも関係するのですが、実際には次に行う議論テーマを、その前の対話の場で、対話の場の出席者の方々に投げかけて、そこで決めて次の対話の場を決めていく。

もしくは、神恵内村では、運営委員がそれに対して議論をして、対話の場のメンバーに投げかけるという、割と直近で進めていく形式を取っていたことがございましたので、長期的なスケジュールが見えにくくなっていたと。この辺につきましても、今後検討が必要

かなと思っているところでございます。

次でございます。次は情報提供になります。

情報提供に関してどうお感じになられたかというところでございますが、4ポツ目でございます。説明内容や言葉が非常に難しく、理解するのが難しいという意見です。また、NUMO以外の専門家であるとか第三者機関からの情報提供を望むと。ここは私ども、非常に重く受け止めております。先ほどのご議論の中でも、大学生で分からないことが一般の住民の方に分かるのかといったところの指摘がございました。この辺を非常に重く受け止めて、次に活かしていきたいというふうに思っております。

次、飛ばさせていただきます、進行方法・ファシリテーターでございます。

こちらにつきましては、1ポツ、2ポツとも、ファシリテーターを配置したことは、話しやすい環境づくりに寄与したであるとか、先ほどにつながりますが、NUMOの情報提供をかみ砕いて説明していただいた。こういうことに関して肯定的なご意見を頂戴しております。

次でございます。公開制です。

公開制は、5ポツ目でございますが、議論していることを積極的に発信し、もっと知ってほしいというご意見があったということです。ただ、ここにつきましては、ほかの方からも、1、2、3ではございますが、非公開のほうが話しやすいという方も、やっぱり一定程度いらっしゃるんですね。それが対話の場のつくり方にも影響しておりますが、そんな中で4ポツ目としまして、さはさりとは、町村民であれば公開してもいいのではないかというご意見もあったというのが、特筆すべきところかなというふうに思っております。

次に行っていただいて飛ばして、結果の周知でございます。

2ポツ目でございますが、これは先ほどの分かりづらいというところと一緒にございます。NUMOの発行するお知らせチラシは文字が多い、細かいというご意見をいただいているというところで、改善の余地が多分にあると思っております。

次でございます。満足度・相互作用でございます。

ここに関しましては2ポツ目に記載してございますが、やはり内容が難しいので、他人といいますか、例えばご家族であっても説明するのが難しいといったところ。また、後で復習するために持ち帰った資料も、見返すと非常に難しいなといったところでございます。

次でございます。次も飛ばさせていただきます、設置者・国・NUMOの関与の存り方でございます。

自治体の「対話の場」への関与というのは、もうちょっと多くてよかったのではないかというご意見。また、これは終始お話として出るところではございますが、第三者機関による事務局運営、このほうが賛否問わず受容性が高いのではないかというご意見をいただいております、ここも受け止めてしっかり考えなければいけないところであるというふうに思っております。

次も飛ばさせていただきます、地域における位置づけでございます。

こちらに関しまして2ポツ目でございますが、住民の一部だけが参加する場、つまりちょっと遠いところにあるということで、距離感を感じていらっしゃるということも受け止めとしてあります。

また、4ポツ目に「何でも話し合え、いろんな人の意見が聞ける場」。これは多様性にもつながると思いますが、こういったものが必要だというお話がございました。ここにつきましては、私どもとしても場の環境をどう整えていくか、これは重要だなと思ってございます。

次でございます。飛ばさせていただきます、その他視察等ということでございます。

こちらに関しましては2ポツ目でございますが、視察・見学の参加者は一般町村民からも幅広く募る、いわゆる広報の取組をしっかりとすべきだったのではないかというご意見を頂戴してございます。

次でございます。飛ばさせていただきます、ここからは対話の場に出席されていない住民、寿都町でいきますと勉強会のメンバーの方々であったり、傍聴されている皆様にインタビューさせていただいた内容でございます。

①としまして、地域における位置づけでございます。こちらは2ポツ目でございますが、開かれた場として捉えられていない。また、3ポツ目でございますが、出席経験のない住民には目的が十分伝わっていないというようなご意見。

②の結果のお伝えでございますが、これは1ポツ目でございますけれども、住民の皆様にも広くお届けできていないのではないかと。3ポツ目で、やっぱりお伝えする上においては、賛否両方の意見をきちんと伝える工夫が必要だという意見でございます。

次のページも飛ばさせていただきます。次、飛ばさせていただきます、インタビュー結果の概要③④、公開制及び④設置者、国・NUMOの関与のところでございます。

公開制につきましては3ポツ目でございますが、住民の皆様への広がりやの点ということで言いますと、組織・団体の長という有識者だけではなくて、いろんな形で住民の方々に参加していただくというのを望む声が出ているということ。

また、設置者、国・NUMOの関与という点では、1ポツ目の中立的な立場として第三者機関による運営と、これは先ほどもお話ししたところでございます。

ところが一方で、ここにも記載してございますように2ポツ目に、地元の方からすると、新たな組織が地域に入る、第三者機関として入ってくる、これ自体は否定されないのかもしれませんが、地域のお年寄りの方々からすると、やっぱりいきなり新たに入ってくる第三者機関というのは話しぶらい、ちょっと不安があるという声があったのも事実であります。

次でございます。次、飛ばさせていただきます、次も飛ばさせていただきます。そこも飛ばさせていただきます、⑤その他視察等でございます。

こちらにつきましては、2ポツ目の視察・見学は、より町村の住民の皆様にも参加して

いただく取組を広げることが重要と、先ほどの話のとおりでございます。

次、飛ばさせていただきます。

⑥その他（寿都町の将来に向けた勉強会）でございますが、ここは特に抜き出して、先ほどの対話の場に出席されていないのだけれども、寿都町において設置した勉強会に参加しているメンバーの方々にお聞きした内容でございます。

1ポツとしての、勉強会自体は賛否両論の立場で対話ができよかったというところ。3ポツ目で、そういったことを越えて同じ目線で議論できたとする一方、まちづくり議論は処分事業の一環として、機会を持つことと切り離すべきではないかというご意見もございました。

次、お願いいたします。

そういった意味で、NUMOとしての受け止めでございます。今後に向けて3つの視点・5つの観点でインタビューを踏まえたNUMOとしての受け止めを整理してまいりたいと思っております。

まずもって私どもは、率直で忌憚のないご意見をいただく機会を得たことが非常に大事だ、貴重であるというふうに思っております。そういった意味での、まず対話の場のデザインでございますが、参加者の構成の在り方であるとか、賛否両論の意見のバランス、中立的な運営方法、ここが課題であるというふうに受け止めてございます。

次、お願いいたします。

視点2、運営支援でございます。観点①と観点②というところで、皆様が聞きたい、話したいテーマが実現に至っていないと、こういったところが大きな課題であるというふうに思っております。

次に行っていただきます。

観点③、観点④でございますが、議題の決め方や、よりご意見を反映した場づくりの点で課題があるというふうに思っております。観点⑤でございますが、お伝えの方法などは、今後一層の工夫が必要だと思っております。

視点3の皆様とのつながりでございますけれども、こちらにつきましては、より多くの皆様に視察・見学について参加いただけることを工夫したいと思っております。

次のページ、お願いいたします。

取りまとめ方針の、今後の文献調査自治体内外での地域対話を進めていく際、本件については方針の核となるように、今後進めていきたいというふうに思っています。その取りまとめに向けた目標は記載のとおりでございますが、前提の1ポツ目のところ、地域の意向の尊重が大前提というのは、今後に生かしていきたいというふうに思っておりますし、また、用途につきましては2自治体での、この実績や経験を盛り込んで、今後の場の設置者が参照できる資料の取りまとめを目指したいというふうに思っています。進め方は案のとおりでございます。

次のページでございます。

最終報告書目次でございますが、こちらにつきましては場の検討の際に参照する部分と、あと記載を記録として残す部分と、これを分けて見える化をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

以上をもちまして、インタビューから見えてくるもの、報告書（案）に向けた取決め、取りまとめ方法について、皆様方から幅広くご意見を頂戴できればと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのNUMOからの説明につきまして、ご質問、ご発言を希望される場合は、先ほど同様に発言表明をしていただくようお願いいたします。

なお、発言時間に関しましては、できる限り多くの方にご発言をいただく機会を確保するため、恐縮でございますが、お1人当たり2分ということでお願いしたいと思います。時間の目安として、1分が経過しました段階で、ベル及びチャットボックスにてお知らせをさせていただきます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、長谷部委員お願いします。

○長谷部委員

説明ありがとうございました。高野委員からの意見書がございましたので、ちょっと大丈夫かなと思っていたのですが、事前に高野委員からも意見はいただいていた、それもちょっと配慮されたということと、あとたくさんの方のNUMOの皆さんにとっても学びがあった対話の場ということで、すごくよかったのではないかなと思って伺っておりました。

質問がちょっとあるんですけども、出席されていない方という、3ページ目か4ページ目になるのかな。その人数が「4/4」「2/2」というように表現されていましたが、あまり積極的に携わっていらっしゃらない方が、たったこれだけしかいなかったのか、聞かれた方の人数を全員示されたのか。また、そうだったらどのようにインタビューする方を集められたのかということについて教えていただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、次が徳永委員、お願いします。

○徳永委員

ご説明ありがとうございました。大変重要な整理をしてくださっていると思えました。今日は中間的な取りまとめということなので、幾つかお願いしたいということでございます。

この結果は、いろんなところに反映されるんだと思うんですけども、1つは、地域そのものに対して、どういうことがなされて、NUMOさんとしてどういう学びをされまし

たかということを経験の方々と共有するという事は、非常に大事なことの1つだと思います。それは進めてくださるんだと思います。

もう1つは、地域によって違う進め方をするという事をよしとしている中、その結果として、総体として何を学んだのかというところの整理は、一定の工夫が必要なんだろうと思います。今日は個々のところの話をご説明いただいて、最後に受け止めというところで、その方向性の一部を見せていただいたと思うんですが、今日は課題のところをご説明いただいたんですけど、どういうところがうまくいって、そういうところは日本でやったことで学んだということも、きちんとおっしゃっていただくことがとても大事だとは思っているので、あまりナイーブになり過ぎないで、やってよかったと思えるところがどういうところだったんだというようなことを、ぜひお伝えいただきたいというのが2つ目のお願いです。

それから3つ目、最後ですけど、このような活動というのは、世界の中でいろんなところでやられているということだと思います。日本の中でやったらこういうことであつたというのが、今日のご説明だと思うんですけども、海外でやっていることをやりなさいということをおっしゃるつもりは全くないんですが、やはり国際的な学びの中で、人類として、我々がこの難しい問題に対して対処しているということの中で、日本でやっていることはこういう位置づけであり、海外でやっているところで見えなかったところが日本であつたということであれば、それをきちんと主張すべきだし、海外のよいプラクティスをまだうまく取り込めていないということがあるとすると、それは素直に学ばばいいということだと思いますので、そのような観点からの整理もしていただければいいかなと思いました。

私からは以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございます。

それでは、村上委員をお願いします。

○村上委員

どうもありがとうございます。「対話の場」へのインタビューの取りまとめ、どうもありがとうございました。高野委員からの複数のご指摘を受けた点については残念に思いますが、事実確認の上、また報告くださることなので、しっかりそこをしていただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

また、もう1つ、高野委員の意見書の10番目なんですが、関与されていない町民の方に偏りがあるのではないかとのご指摘がありましたけれども、私も同じように感じました。前回の小委員会でも、広くアンケートを実施してベースとなる情報を得つつ、インタビューを受けてくれる人を募るというような方法もあるのではないかとご提案しましたが、そういう可能性を検討していただけたのか。また、これからやっていただく可能性はあるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、インタビュー結果は第三者委員がポイントをピックアップして下さったということで、信頼感が確保できている中でのレポートだったと思っていて、感謝しており

ます。

その上で、42 ページからの受け止めを拝見して、気になったことを幾つかコメントしたいと思います。

まず、NUMOが事務局を担うことに関して、おおむね受け入れられたとありますけれども、私はコメントを拝見して、そうは思えませんでした。第三者的な、中立的な方法での運営を望む声もあるというふうにも書かれていますが、無用な先入観を避ける上でも、これはとても重要なポイントではないかと思っています。参加者の選定方法についても、公募や無作為抽出によるミニパブリックスの形成など、いろいろ方法はあると思いますので、これも検討していただければなと思いました。

それから43 ページの2点目なんですけれども、一部のテーマが取り上げられていなかったとか、慎重派の意見を聞きたいという声が出ていたところをご指摘されていましたが、これも、なぜまだできていないのかという、もし理由があれば伺えればと思いました。

それから公開制についてですけれども、グループワークが非公開なのは、私は仕方のないことというか当然だと思っていて、参加される人々が、個人が特定される形で意見が公開されないというのは、守っていてこそ安心できる議論ができるのではないかと考えております。

あと幾つかあるので、すみません。時間……

○高橋委員長

すみません。絞っていただいて。あと一言ぐらいをお願いします。

○村上委員

はい。取りまとめ方針に書かれているところなんですけれども、この前提に書かれている「対話の場」等の設置の際には地域の意向の尊重が大前提」というところは、疑って考える必要があると思っています。むしろ、本来あるべき対話の場のルールを示して、それができる地域が手を挙げるぐらいのことを考えてもよいのではないかというふうに思っています。

以上です。

○高橋委員長

どうもすみません、時間の関係で申し訳ございませんでした。

それでは、吉田委員をお願いします。

○吉田委員

ありがとうございます。私からは、46 ページに目次とありますが、最終的に報告書をまとめられるということについて、このような今回の第三者を踏まえた上での振り返りというのは非常に重要なことですし、既に何人かの委員の先生方が言われていますが、今回のインタビューをされた51名という方の選出方法ですね。51名が十分かどうかという議論はあるかもしれませんが、要は、例えば何人に対してアプローチして、そのうちの何人であるのかとか、その辺の十分性みたいなものも、ぜひ報告書のほうには入れていただい

たほうがいいのではないかと思います。

それに対して、やっぱりNUMOが今回のことを受けた上での認識、要は過不足というんですかね。問題点とそうでない、うまくいったところとそうでないところで、それはぜひ今後の展開にとって非常に重要なポイントですので、いかに効率化し、焦点を絞って、それで今後、先ほどの寿楽委員からもありましたけど、複数の地域に展開するに当たって、どういうアプローチが効果的なのかという、そういう観点も含めて、ただ単にその第三者委員会で何か了承を得たとかということではなくて、ぜひ次の展開に結びつけるような形での報告書のまとめというのをされるといいのではないかと思います。

私からは以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、寿楽委員お願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

まず2つ質問で、これはお答えいただきたいんですけども、まずこの資料4の3ページで、寿都町で旧会員、退会会員でお引き受けくださったのが、7名のうちお一人というふうに非常に低くとどまったことについて、NUMOとしてはその理由、背景等、どのようにお考えでしょうか。

また、5ページで、第三者専門家の先生方に陪席された回を中心に見ていただいたということですけども、客観性という観点では、むしろ陪席されなかった回を見ていただくほうがよかったということはないのでしょうか。どうしてこういう判断になったのか、教えていただければと思います。

ここからコメントですけども、まず全体的に、肯定的に評価された部分ではなくて、疑問や提案等のご意見をいただいた部分からこそ、教訓を取り入れるという姿勢に、はっきり改めていただきたいと思います。まず、異なる見解を持つ専門家をお招きして、そういう情報も提供する。これは基本方針にも書かれていることですので、早急に手当していただきたいと思います。第三者機関の活用というのも、さんざんこの場でも言われてきていることかと思しますので、具体案をおまとめいただければと思います。

また、規制機関独立の立場から関与することは、繰り返し私も申し上げてきましたが、先般開かれた原子力産業協会の大会でも、先行国の実施機関から、異口同音に、そのことが有効であった旨、お話があったと思います。この辺り、改めて政府内でご検討いただければと思います。

それから、ジェンダーや世代ですとか、そういうものに属性の違いによる発言力の対処、心理的安全性の高い低いみたいなことについても、皆さんからご指摘があったものが含まれております。こういったものをうまく避けて、平等に、皆さん安心してお話になれるような場をどういうふうにつくるかというのは、これもぜひ具体的にご検討いただきたいと

思います。

あるいは、先ほども村上委員からもありましたミニパブリックスのような、地域社会の属性を適切に反映した代表性のある場の活用というのもお考えいただいているのではないかなと思います。

それから高野委員の意見書ですとか、今回の資料4の最後の自由記述欄を見ますと、やはりこの調査に際して、今回参照いただいた社会学会の研究指針で避けるべき事態として書かれているようなことが起こってしまった、あるいは起こったことをうかがわせるようなご意見があったことは大変遺憾ですので、調査というのは地域に、負の部分も含めた影響を及ぼすということを肝に銘じていただいて、それを上回る利益がないといけませんので、今回アウトプットとして留意事項をおまとめいただくというご提案ですけれども、留意事項にとどまらず、具体的にどのように、この対話の場というのを充実させ、選択肢、具体策を示していけるのかということまで踏み込んだ、そうした提案まで、ぜひ報告書の中に含めていただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、織委員どうぞ。

○織委員

ありがとうございます。このインタビューの結果を皆さんに共有していただいたこと、本当にありがたく思います。ここから見えてくるということは、その対話の中身というよりか、場の設定というか、制度設計に大きな問題があるというか、もう少し検討が必要だということが見てきているかと思います。

参加者の選定方法、これはどこのワークショップでもすごく重要なところなんですけど、ここについては目的と、NUMOが何をやりたいのかということと非常に関わってくる部分だと思うんですね。ここについては、骨組みというものをしっかり明確に、NUMO、あるいはMETIの間でも議論していただきたいところだと思います。

それから、いつまでやるのか。これも目的と関わってくる場所なんです。ずっと永遠にやっていくわけではなくて、ある一定の段階で目的を達成すれば終わりにすべきだと思うんですね。また、新たなものをつくっていく。そこら辺はやはり骨子として非常に重要だと思います。

それから、この指摘の在り方の中にある、国とか自治体、行政の関わりの在り方について指摘があること、これは非常に重く感じるべきところだと思っています。

それからまちづくりについて、ここで議論することのよしあしというものの議論と指摘があるという点も見逃せない部分だと思います。広がりについては、満足度が高くても、出ている人だけが満足度が高いと、結果としては逆に反発を得てしまうということもあり、これは参加者の選定とも関わってくる部分になってくるかと思っています。制度設計をどうす

るかということを経験の結果を受けて、骨子となる部分をNUMOとして確立していただいて、その上で地域特性を踏まえて、ワークショップ、秘匿性ですとか、それぞれの地域のやり方で違ってくるといふ展開をしていくべきだと思っております。

先ほどもご指摘があった十分性ということなんですが、インタビューの結果に必ずしも振り回されることはないと思っております。この51人というのは、十分性としてはかなり欠けている部分があると思うんですね。ただ、こういうことをやるのはすごく重要なので、あくまでも、ここからどういった指摘を得られるのかという、そこにとどめるということが重要かと思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、八木委員お願いします。

○八木委員

私のコメントは、先ほどの村上委員のコメントと重複するところが多いのですが、ちょっと個別の具体のところはもう割愛いたしますが、全体的にやはり個別のインタビュー、アンケートの内容のご発言をと、NUMOが総括して上にまとめている自己評価のものが、やっぱりかみ合わないところがあるというか。先ほど村上委員が出された42ページというのが、てきめんによろしくけれども「概ね受け入れられている」というふうに、これが評価されているということに対して違和感があります。やはりこれは個別のちゃんとインタビューの中身を見たときに、どう評価するべきかということは、いま一度お考え直していただけたほうがよいかというふうに思っております。これが1点です

それに連なる意見としてなのですが、最後のほうの取りまとめの仕方が、NUMOとしての受け止めというふうな形で表現されているのですが、NUMOとしての受け止め方として好意的に評価した上で、こういう課題もあったことを今後考えるというふうな取りまとめになっているのですが、この振り返りは、NUMOがこの先もやるということをお前提に對話の場を振り返っているわけではないと考えます。これも先ほどから、委員からいろんなご意見がありますように、その對話の場の在り方は多様であって良く、NUMO自らがやるのが前提ではないので、NUMOとして振り返るのではなくて、ちゃんと真摯にこのインタビューの結果、アンケートの結果を受け止めて、網羅的ではないにしても、何が課題であったのかということをお整理することがすごく大事だと思いますので、肯定的な評価というよりは、課題にハイライトを当てた形の取りまとめにしたいだけだと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、高野委員お願いします。

○高野委員

NUMOから冒頭、私が提出した意見書に対して、事実関係を確認して回答するという説明がありました。

特に私の意見書の1番目が重要だと思っています。つまり聞き取り調査では、聞き取り役としてファシリテーター、調査会社、NUMOの3つの選択肢を住民に提示するという必要があり、それは本委員会の委員の意見を踏まえて決定された規則です。

それに対して、調査開始の時期にそれが守られていないというような住民の証言を私は得ました。ですので、改善要求をして、改善されたと思っていたんですけども、一部の寿都町での勉強会メンバーに対して、結局同様の規則違反をしたまま聞き取りが実施されたと疑いがあるという住民の証言を得ましたので、もし、これが確かならば、NUMOは委員会の決定事項を遵守せずに聞き取りを進めたということで、政府、この審議会の権威がけがされたといっても過言ではないと、私は思います。ですので、ぜひ真相の究明を求めます。

あと、読み解きのやり方ですけども、これもちょっと正確さを欠いているかなという印象です。1つの聞き取りに対して1人の第三者専門家しか読み解きをしていません。正確さの向上のために1つの聞き取りに対して、できるだけ多くの専門家が読み解き作業を行うべきだと思いますし、可能ならば個人が特定されない範囲で聞き取り内容の資料を公開して、誰もが検証できるような仕組みも検討していただきたいです。

また、示唆点抽出のために、第三者専門家と小委の委員による公開の議論も準備してほしいと思います。

最後ですけども、報告書のまとめ方についても、住民の聞き取り内容のみで報告書を作成すべきではないと思います。私は以前からこの場で、対話の場に関与したNUMO職員への意見聴取を、ここの委員か第三者専門家が実施すべきだと主張してきました。資料49ページでは、同様の要望が住民から挙がっており、意見聴取の対象として、首長やファシリテーターも含めるべきだという意見があります。ぜひ実現してほしいと思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

ありがとうございました。もう既に委員の皆様のご意見と重なる部分ですけども、今後の報告書の取りまとめに当たってというところでは。

やはり今回の2つの自治体での対話の場の経験を、もちろんだというふうに取りまとめるかということはあるんですけども、先ほど織委員もおっしゃいましたけれども、今後の制度設計にどう生かしていけるかという視点も、非常に重要ではないかと考えています。

玄海町が、今後どういうふうな選択をするかというのもまだ分かりませんが、ほ

かの自治体、あるいは地域でいろいろこの問題を真剣に考えていくというところで、対話の場をどう設計するか。住民の方はどう関わるかというのは、それぞれの地域の選択ということにはなるんですけども、今回の2つの事例というのは非常に貴重な経験だと私も理解しておりますので、ぜひそこから得られる制度設計の在り方、あるいは住民の対話の場の在り方、あるいはNUMOの関わり方の課題というものはどういうものであったのかということを中心に整理した上で、報告書をまとめていただければと思っております。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。活発なご意見、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご意見、ご質問につきまして、NUMOから順次回答をお願いします。必要に応じて、資源エネルギー庁からも回答をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○阪口副理事長

あまりにも多くの意見なので、ちょっと総括的にご回答させてください。

今日提示させていただいた資料にも実は記載があるのですが、まだ読み解きのペーパーを第三者の方々から集めている最中でもあり、今日はまさに中間取りまとめでございます。

だけど、皆様からいただいた厳しいご指摘は、まさに我々も本音ではそう思っているのですが、活字に書くと、やはりNUMOは甘いというふうな、そんな受け止めをされたのかなというふうに正直思っておりますので、これはもう少し時間をいただく中で、最初の1ページにありましたように今日が最後でもありません。これからもう一度第三者の皆様と意見交換をしながら、ブラッシュアップをしていきたいというのが、総括で言うと全てこれなのですが、制度設計に活かすと、そのつもりで我々はやっていますので、どこの視点であろうかというよりも、むしろ既に進んでいる北海道では、まだ対話の場が続いてまいります。ここに急激に新たな何かを入れろというのは、これはなかなか困難なところがありますので、少しその時間をいただきながら、我々として、今回から何が学べる場所であったのかということを中心に、次回でもまたご説明できればと思っております。

私から、極めて総括的にでございますが、何か補足があれば。

○高橋委員長

質問とかあったので、それについて少しお答えください。

○植田理事

ご質問のあったところが、インタビューの対象者に関しての、どういう選定であるとか、結果を踏まえてどういう形でお声がけをしたのかというようなところがあったと思います。

特にそういう意味で申し上げさせていただきますと、まず繰り返しになりますが、私どもとしては、もともとお声がけした対象者の方々にランダムに、町民であるとか村民の方々にお声がけをしたわけではなくて、御連絡のつく方に対しまして、こういうインタビューのお話をさせていただいたということでございます。そういった中でご協力いただけ

た方、いただけていない方が、今の数値のとおりだというふうに思っております。

そういった中で、寿楽委員からお話がありましたが、7名の方にお声がけをして、1名しかという、もともとの会員の方、退会された方、ここにつきましては、すみません、お話をさせていただいたんですが、ご協力いただけなかったというところで、ちょっと深掘りといいますか、私どもとして、この分には評価してございませんので、ここはまたしっかりとチェックをしていきたいなというふうに思っております。

あと5ページのところの、これも寿楽委員からお話があったと思いますが、客観性について、陪席しない場合の客観性もあるのではないかとということもご指摘がございましたので、ここも含めて、また評価というか検討をしていきたいなというふうに思っております。

とりあえず、以上でございます。

○高橋委員長

かなりたくさんご意見・ご質問をいただいたので、後で議事録を掘り起こしていただいて、次回までに総括していただければありがたいと思います。

事務局、何か補足はありますか。

○下堀課長

大丈夫です。

○高橋委員長

特段ないですか。

何かございますか。よろしいですね。

(はい)

○高橋委員長

今のご指摘を十分に受け止めていただいて、振り返り、さらには次回までに準備をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3つ目の議題に移りたいと思ひます。

まずは北海道寿都町・神恵内村の文献調査に関する動きにつきまして、資源エネルギー庁からご説明を頂戴したいと思ひます。

○下堀課長

それでは、文献調査報告書(案)のご説明の前に、現状、文献調査に関する動きということで、資料5に沿ってご説明をいたします。

スライド1ページでございます。

これはもう昨年、小委でもご報告、ご相談をしていたものでありますけれども、この丁寧な説明を北海道内、あるいは全国も含めてできるように、説明会の開催期間をひと月間から、NUMOが定める30日間以上の相当への期間へ延長する省令改正を昨年12月27日に公布、施行しておりますので、ご報告いたします。

次のスライドでございます。

その翌日ですけれども、省令改正を踏まえて、北海道知事からNUMOへ、文献調査報告書の内容について丁寧に説明を行うよう、説明会の開催場所についての要請があったところでございます。

続きまして、スライド3ページ。

その後、小委からタスクアウトされている地層処分技術ワーキンググループが本年2月13日に、改めて小委の下位機関としての第1回地層処分技術ワーキンググループが開催され、NUMOの文献調査報告書（案）の審議、それから地学の専門家等からの「声明」に関する技術的、専門的案件的審議を開始しております。3月29日には、第2回地層処分技術ワーキンググループにおいて、その声明呼びかけ人3名の参考人ヒアリング、それから文献調査報告書（案）に関する継続審議等を行っているところでございます。引き続き、継続して議論をしてまいります。

次のスライド4ページでございます。この文献調査報告書（案）に関して、北海道知事が記者会見等でコメントをされています。

北海道知事から、その公表に当たって、北海道の特定放射性廃棄物に関する条例制定の事実関係や、文献調査地域の方々から多様なご意見があったことを、全国で認知いただく重要性について指摘があったところでございます。さらに次のスライドの5ページ、その公表後ですけれども、北海道の状況とか、あるいは知事が述べてきたお考え、地域における対話内容といった多様な意見、これを報告書に記載する重要性、説明会を通じて全国の方々を知っていただく機会提供の要望についての発言があったということでございます。

周辺情報も含めて、関連情報は以上でございます。

○高橋委員長

ありがとうございました。

続きまして、北海道寿都町、神恵内村の文献調査報告書（案）の概要と経済社会的観点からの検討プロセスについて、資料6、7に基づいて、NUMOからご説明を頂戴したいと思います。

○兵藤技術部部長

それでは、資料6について、NUMOの技術部の兵藤でございます。よろしくお願います。報告書（案）の概要を説明いたします。

次、お願います。

内容としては、まず報告書の位置づけ、概要等を説明しまして、その後に中身について、かいつまんで説明させていただきます。

次、お願います。位置づけと構成、概要でございます。

次、お願います。

先ほどもお話がありましたが、現在地層処分技術WG、それから一部につきましては、この後の小委員会に報告をさせていただきます。ご審議をいただいているところです。

ですので、今日のご説明内容はNUMOの案ということでご理解いただければと思います。

ご審議をいただきまして、報告書が完成した後は、施行規則に定めてありますプロセスにのっとり、ここに示したように進んでいくということになります。その中で、報告書とか、それをまとめた要約書というのが位置づけられております。

次、お願いします。

法律の中では、報告書と要約書を作りなさいということになっています。要約書、今回は数ページのものでまとめております。報告書は規則の中で、こういったものを書きなさいということがありますので、30 ページぐらいでまとめておりますが、それだけですと、地質ですとか技術的に詳しいところが書き切れませんので、ここにありますような別添の説明書を作ったということでございます。

次、お願いします。

報告書の本文は、ここにありますように太字のところは規則で、こういうものを書きなさいというふうに書かれているものです。本日はこの赤字のところ、前半がどういう方針でやったか、後半のほうで評価の結果を中心にまとめたもの。これを説明させていただきます。

次、お願いします。

まずは前半ですけれども、文献調査対象地区というのは、町、村全域、それから沿岸海底下ということで、よりどころとしては、法律もありますが、規制委員会から出されました「考慮事項」、それからエネ庁のほうで取りまとめられました評価の考え方、こちらに沿っているということでございます。

次、お願いします。こちらは解説のページになります。

左側に、最終処分法及び関連する施行規則にどういうふう書いてあるかということ、ここはこういうことを調査しなさい、それから次に行くための要件がこういうことだということが書いてあります。これに対応して、右側の「評価の考え方」というのがあるんですが、この中の断層等から鉱物資源というのが、左側の地層の著しい変動ですとか、未固結、それから鉱物資源等に対応しております。

一番下に地震というのが書いてあるんですけども、地震そのものは著しい影響ということではないと、これは規制委員会の「考慮事項」のほうでもそう書かれているのですが、それもありまして、断層等から始まって鉱物資源までということになります。

それから、その下に地熱資源というのがございます。これは法律のほうにはないんですが、規制委員会の「考慮事項」のほうで要請されておりますので、同じ並びで扱って、避ける場所の基準として6つあります。

それに加えて、一番下の技術的観点からの検討、経済社会的観点からの検討を実施したということでございます。

次、お願いします。

先ほど、ワーキングのほうでご審議いただいているということを申し上げました。ここ

にありますように、ワーキングでは、その「評価の考え方」がどういうふうに反映されているかというのをご審議いただいているところでございます。今日説明いたします本文は、主に結果をまとめておりますので、その途中のどういうふうにか考えたかというのは、特に詳しいところがありませんので、先ほど申し上げました別添の分野ごと、断層とか火山とかそちらの説明書のほうから抽出して、審議資料を作成していると、それをご審議いただいているところでございます。

次、お願いします。項目ごとの結果を簡単にご説明いたします。

そこにありますように6つ、活断層から地熱と。それから最初に地震、これは概要をまとめていただけになります。

10 ページをお願いします。

こちらは特に避ける場所の基準はなくて、寿都町、神恵内村でこういった被害地震等の特徴がございますというまとめでございます。

次、お願いします。

活断層につきましては、まず上にありますような断層等の基準がございます。これに対して、結果が下の表にまとめてあります。寿都町と神恵内村です。

避けるべきというふうになったのは赤字で、それからそこまでは行かなかったけれども、次の段階に留意すべき主なものを青字で示しています。この中では、寿都町のすぐ外に白炭断層というのがありまして、そちらが抽出された形です。

次のページをお願いします。

具体的には、南のほうに白炭断層が、地表のほうでその基準に該当するのは確認できました。ですので、寿都町の中の 300mより深いところに、そういうものが及んでいるかもしれないということを主な留意事項としております。

次、お願いします。続きまして、噴火です。

上にありますような基準に照らして評価しますと、下にありますように、こちらは避ける場所としては、神恵内村のほうで珊内川中流の岩脈、それから積丹岳。青字のほうは、神恵内村で熊追山、寿都町で磯谷溶岩というものが抽出をされております。

次、お願いします。

右側に神恵内村を示しております。積丹岳から 15 kmが避ける場所になりまして、右下の熊追山、これは可能性があるということで、青字で示しております。左側の寿都町のほうですと、赤字はありませんで、先ほど申し上げました磯谷溶岩というのが町の端のほうにありますので、ここが可能性があるということで示しております。

続きまして、15 ページです。隆起・侵食です。

これは地表が長い間に削られていくと、300mといったそういう深度が確保できなくなるので、削られるところ、それから隆起が大きいところを避けましょうという基準であります。これに照らしますと、こちらはどちらも赤字も青字もなかったということでございます。

次、お願いします。第四紀の未固結です。

こちらは長い年月というよりは、トンネル、坑道が掘れないほど未固結なところは避けましょうという基準になります。こちらは避ける場所はなかったんですが、寿都町、神恵内村ともその端のほうに、そういう可能性があるので留意しましょうというところ。これは最後に絵のほうで場所を説明いたします。

次、お願いします。鉱物資源です。

これは将来その価値が、経済性があるものを掘りに行ったら、その人が被ばくしてしまうかもしれないということのを避けるということですが、こちらは寿都町の寿都鉱山、こちらは過去に操業していて、今は閉山されていますけども、こちらに残っている鉱量は、経済性はあると考えられるんですが、300mのところまでは確認できなかったの、青字ということになります。

次、お願いします。

地熱資源につきましては、こちらもそういったものがあると、地熱開発の可能性があるので避けましょうということですが、そこまでに至るものはなかったということです。まとめの図は最後にお示しします。

最後に、避ける場所の基準以外に技術的観点からの検討、経済社会的観点からの検討。19 ページをお願いします。こちらを検討しております。

まず技術的観点からの検討です。20 ページです。

こちらは②にありますように、避ける場所の基準以外で、場所の回避とか、こちらのほうがいいということのできればやりましょうということ。それで④にありますように、地下の状況をまとめて、地質環境特性をまとめると。③にありますように、閉じ込め機能、地下水の流れが遅いとか、建設可能性、岩盤がどれぐらい強いかということに関して検討しているということでもあります。

次、お願いします。

地下の状況は地質図、それからここにありませんけれども、断面図を海域も含んで作りまして、300mより深いところ、この段階ではなかなか難しいところがありますが、そういったところを想定するというのをやりまして、そこに図の中に赤字で書いているもの、それから下のほうに文字で並べているところ。地下施設を建設するとしたら、こういったものが対象となるのではないかということで抽出しまして、次のページをお願いします。

それらにつきまして、上の表にありますように、地温や地下水の性質とか岩盤の特性、こういったもののデータを集めようとしたんですが、地温、地下水は地区内のものがありましたけど、それ以外はほとんどないので、周辺の似たような岩盤の性質。ただ、それでも300m以深はほとんどないので、そういったところから推定するというのでございます。

結果としては、下にありますように、そういったことでデータが十分ではありませんので、回避とかこちらがいいとか、そういうところまで至らなかったんですが、次の段階に

向けて留意すべき事項として、そこに青字で書いているような、地温がやや高いとか、そういうことを挙げるということになっています。

この後が経済社会的観点からの検討、23 ページになります。こちらは、この後の資料7で説明いたしますので、ちょっとページは飛ばさせていただきます。

結果だけを説明いたします。26 ページです。

こちらが寿都町のほうです。結局避ける場所というのはありませんので、文献調査対象地区全体が概要調査地区の候補ということになります。先ほどから申し上げている青字の、次の段階に向けての留意事項というのを、こちらに併せて示しております。先ほど未固結を、町の端のほうと言いましたのは、黄色であります尻別川左岸の瀬棚層というところ、それから寿都鉾山ですね。こちらは町の中心部のすぐ背後にあるというような状況です。

具体的にどこの場所かよく分からないというご意見がございまして、すみません、27 ページです。

陸のほうはよく分かるんですけども、海のほうに分かりづらいということで、具体的には大陸棚といいまして、海底面の勾配が途中から急に深くなるというところがあるのですが、そこまでの範囲ということで、おおよそではありますが、こういった範囲ですというのを示してみました。

次、神恵内村をお願いします。28 ページです。

こちらは積丹から 15 km が避ける場所になりまして、そのほかに幾つか留意事項があるということです。絵の中の神恵内トドマツというのが、こちらは後で資料7でご説明いたしますが、経済社会的観点から原則的には土地利用ができないということで、ここに示しております。

こちらでも範囲がよく分からないということがございますので、こちらは次の 29 ページになりますが、陸域は少ないのですが、沿岸海底下というのが先ほど言いました大陸棚の範囲になりますので、こういった水色ドットのところは残るという結果になります。

以上でございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

さらに、資料7ですか。

○植田理事

それでは植田から、経済社会的観点からの検討をご説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、検討の進め方でございますが、こちらはちょっと飛ばさせていただきます。今のところをチャート状にしたものがこのページになってございます。2 ページでございます。

左側の NUMO の文献調査計画書からスタートいたしまして、それぞれ外部有識者へのヒアリングを挟んで、ワーキングでご審議をいただいたということでございます。その後、パブコメを経まして、土地利用制限の有無を確認した上で、評価報告書（案）を作成した

と、こういう流れになってございます。

次のページをお願いいたします。文献調査段階の評価の考え方でございます。

四角枠の最初のボツでございますが、処分場建設の観点で法規制上、土地利用が「原則許可されない地域」の有無を確認して、土地利用制限がある場合の許認可手続等と配慮すべき点を整理すると。これが1つございます。

次の2ボツ目ですが、その上で「原則許可されない地域」がある場合、この場合には概要調査地区等の選定の際の検討事項に加えることとしてきました。

枠の下のところに、そのほかに詳細の「考え方」適用時の留意事項を整理してございます。

次のページでございます。4ページ目、こちらにつきましては、何を見て土地利用制限に関する情報を確認してきたかということでございます。

上段に書いてございます国土利用計画法に基づきまして、国、都道府県、市町村は国土利用計画を策定しますが、今回両町村ではこういった計画は確認できておりません。そのため、北海道における土地利用基本計画を参照しておりまして、これが右手の5つの地域でございます。

次のページをお願いします。検討の手順でございます。

図面の左手にございますが、国交省のLUCKYであるとか、あと環境省のEADAS、この公開情報のデータベースを活用いたしまして、法規制の状況を確認し、結果が右手にございますが、①の土地利用が原則許可されない地域と、②-1、②-2の両方の制限があるんだけど、制限を解除するための許認可手続等をすれば大丈夫だといったところの2つに分けてございます。

次のページをお願いします。

そういったことを踏まえまして、先ほどもご説明資料の中でございましたけれども、寿都町におきましては、町内全域に何らかの区域指定がございますけれども、許認可をきちんと出せば可能であるということで、原則許可されない場所は確認されておられません。

次のページをお願いします。

神恵内村につきましては、同じく村内全域に何らかの形での区域指定があるという中で、このトドマツ遺伝資源希少個体群保護林というものがございまして、これは許認可しても認められないということで、これ以外を除く場所において、神恵内村については評価ができると、そういった結果でございます。

以上、報告を終わります。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、資源エネルギー庁及びNUMOからの説明につきまして、ご質問やご発言を希望する場合には、発言表明をしていただくようお願いします。

なお、ご発言時間に関しては、できる限り多くの方にご発言いただく機会を確保するた

め、恐縮でございますが1人当たり2分程度でお願いをいたします。時間の目安として、1分が経過いたしました段階で、ベル及びチャットボックスにてお知らせさせていただきます。

それでは、お願いいたします。いかがでしょうか。

まず、鬼沢委員お願いします。

○鬼沢委員

ありがとうございます。

この文献調査の結果を今お聞きして、思った以上にいろいろと詳しく分かるんだなという感想が実はあります。これは、この地域だからこういったところまで分かったのか、このくらいのことは全国各地で文献調査をした場合は分かることなののでしょうか。

以上です。

○高橋委員長

それでは、村上委員お願いします。

○村上委員

どうもありがとうございます。

前回のこちらでの意見を基に、地層処分に関する声明を出された専門家を地層処分技術WGにお招きいただいて、対話の場を持っていただいたということ、ありがとうございます。まだ私はその様子を拝見できていないんですけれども、どんな論点が示されて、どこまで対話が進み、その結果どのような結論になったのか、専門的な知識を持たない私にも分かるような形で、次回にでもお示しいただけるとありがたいなというふうに思います。もしくは、まだその議論が途上で、これからも継続されていくということであれば、今そのように教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○高橋委員長

それでは、三井田委員お願いします。

○三井田委員

私のほうも、地層処分技術WGのほうで声明を出された方とお話いただくという形で、そういったいろんな視点というか、忌憚ない意見をきちんと受け止めてくださるという部分は心強いなというふうに思いました。

ちょっとこれはNUMOさんに質問なんですけど、今回の概要調査で、留意事項はあるものの、否定する事項はかなり少ないということだったんですけれども、これが以前あった科学的特性マップとの整合性だとか、逆に結構詳しく調べていただいて留意事項でとどまっているということなんですけど、結論からすると、ちょっと乱暴な言い方も分かりませんが、ざるの網の目が結構大きいので、大概、概要調査に行かないと結局分からないんですということなのか、そこそこリスク除去しているのかというのを、ちょっと肌感覚で申し訳ありませんけど、お示しいただければと思います。

以上です。

○高橋委員長

それでは、寿楽委員お願いします。

○寿楽委員

今もいろいろご意見がありましたけれども、今回は概要調査地区として指定する上で、明らかに不適と思われるような要件に該当していないかというのを文献ベースで評価するというのは去年のワーキングで了承していますので、そういう意味では、私はこの評価結果には違和感はありません。ただし、そのときも申し上げましたけれども、法令は本来適切性のチェック、おそれがないことのチェックを課しているところ、科学的には実際上の観点から、それはなかなか難しいので、明らかに不適切なところがないかというふうなものを以て代えるということになって、そのときにもこれは気をつけたほうがいいですねということは発言しまして、ワーキングの座長の徳永先生にもご確認いただいていたと思います。こうした点は、今後地域その他に説明していく際にも、十分丁寧に説明していただきたいと思います。また、報道等で拾われている一般の方の声の中には、もっと積極的に適地が分かるような調査ではなかったのかというようなご意見もありますので、調査の目的とか位置づけが明快になるようにご努力ください。

それから、道知事の要望がこの今日の資料の中で示されておりますけれども、個人的には現在の報告書（案）の「はじめに」ですとか、その脚注で書かれている以上のことを盛り込むというのはなかなか難しいのではないかなという感覚を持ちます。本来この文献調査というのは、そうした限られた内容について、法令にのっとって調査をした結果を取りまとめるという性質のものであるので、そこにいろいろご意見ですとか経緯ですとかを入れていくと、どこまで含めるのかとか、どなたのご意見まで含めるのかとか、町長さん、村長さんのご意見は入れなくていいのか、町民や村民の皆さんのご意見はどうかという、そういうところにどんどん広がって行ってしまっ、と、どんどん大部になりますし、どこまでを入れるかをNUMOが判断するということになると、これは何らかの任意の判断で、何が含まれる含まれないをNUMOが勝手に決めていいのかということにもなってくると思います。

ですので私の感覚ですと、しかしこれは当然非常に重要なご要望で、これまでの地域での議論の積み重ねが分からないままでは、道内で広く、あるいはほかの地域の皆さんも含めて議論のしようがないではないかというのは全くそのとおり、おっしゃるとおりであるので、これについては別途の形で、NUMOや国において、これまでの経緯ですとか事実関係ですとか、主要なご意見等を整理して、この説明会に参加された方には、そちらも合わせてお渡しするなりご説明するなり、そうした形で2本立てで対応してもよいのかなということを考えておりますので、ご検討いただければと思っております。

以上です。

○高橋委員長

それでは、高野委員お願いします。

○高野委員

まず、先ほどの対話の場の総括に関する追加のコメントをちょっとさせてください。

私を含め、委員から様々な要求や提案が出たと思います。それらの提案を反映するのかどうか決定次第、各委員に共有していただきたいと思います。次回の審議会で報告するのでは遅過ぎますので、その辺りにご配慮をお願いします。また、そのような要求をもし実現するに当たっては、6月で総括を終えることは到底無理だと思いますし、スケジュールありきで進めるべきではないというふうに思います。

次に、報告書の議案についてですけれども、様々な委員からご指摘がありましたけれども、第2回地層処分技術WGで地質学者らの声明について議論がされて、実際に呼びかけ人が出席し参加したということに関しては評価したいと思います。しかし、各委員の発言時間が2分というのはあまりにも少なく、十分な審議がされたとは思いません。実際に北海道の市民社会から、公正な審議が行われるよう要望が出ています。例えば、72の団体を構成される泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会ですとか、脱原発を目指す北電株主の会、市民ネットワーク北海道などは、声明呼びかけ人など、地層処分や文献調査に疑問を持つ有識者が、引き続き地層処分技術WGへ出席することを求める要望書を経産省に提出しております。経産省も把握していると思います。この要望を実現することは、北海道や寿都町、神恵内村の首長が文献概要調査に進むべきかどうか判断するのに資するだけではなくて、国民の関心を喚起することにもつながると思います。ですので、経産省はぜひこれらの北海道の市民社会の声をしっかり聞いていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、資源エネルギー庁及びNUMOから回答すべきご質問、意見について、順次回答をお願いしたいと思います。では、まずエネ庁から。

○下堀課長

ありがとうございます。私のほうからは、資料5のスライド3ページですね。村上委員、それから今、高野委員からもお話がありましたけれども、地層処分技術ワーキンググループのほうで、声明呼びかけ人の方々に参考人ヒアリングをしました。その議論を踏まえて、1回お話を聞いて、委員ともやり取りをさせていただいた上で出てきた意見、それから追加で出てきた意見、こういったものを分野ごとに整理して、小委の委員の皆様にも分かりやすくお伝えするように、これはまた次回に向けて、検討していきます。地層処分技術ワーキンググループも、まさにこの小委員会からタスクアウトとして受け取って、作業しているところですので、地層処分技術ワーキンググループから小委員会への報告の案を議論した上で、まとまったものを小委員会に報告させていただければと思っております。

高野委員からいろんなご意見について、どういうふうに、いろんなご意見を、どこまで受け止められるかというのがあります。少なくとも、しっかりこの声明等について対応できるようにはしたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員長

次に、NUMOをお願いします。

○兵藤技術部部長

それでは、お答えいたします。

最初に、こういった地域ごとに詳しくできるのかというご質問がございまして、こちらは場所によって異なるというのが基本的な回答だと思います。こちらは近くに泊発電所がございまして、そちらの安全審査で非常に地質等を調べているということで、文献が比較的多いところかなというふうに思っております。そうでないところだと、少ない可能性もあると思います。

続きまして、マップとの整合性のところでございます。こちらは基本的には科学的特性マップは、大まかに全国でどういうふうな特性があるかというのを示すということで、その元となっている資料というのが、全国規模で調べられているという資料になります。断層で言いますと、活断層データベースというのがございまして、こちらは別に地層処分を目的として調べられたものではなくて、地震防災という観点で作られておりますので、そのデータ自体にもかなり不確実性はあるということもうたわれておりますので、その違いが、で、さらに今回、文献調査で基準が結構明確になりますので、そこでやや違っているところが出てきている部分はあるかと思えます。

そういったことは、じゃあ、結局は概要調査に行かないと分からないのかということで、これはケース・バイ・ケースでして、断層によっては非常に調べられているものもあって、そうしますと文献の段階でも、ここはもう外さなければいけないという断層は地域によってはありますので、今回はそこまでの断層ではなかったと、そういうような事情があるということでございます。

リスクにつきましては、避ける場所はないという結論でもいいのですが、もちろんそうではなくて、分からない部分もあるのですが、ここまで分かっているということで、留意事項として示すということで、そのリスクを把握しているということを示したというつもりでございます。ありがとうございます。

それから、寿楽先生のご意見につきましてはそのとおりでございますので、そういった方法で説明をしていきたいと思えます。ありがとうございます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、NUMOにおかれましては、本日の議論や地層処分技術WGでの議論を踏まえながら、引き続き文献調査報告書の検討をお願いしたいと思います。よろしくお願

ます。経産省もご意見を踏まえて、さらに進めていただければありがたいと思います。

本日の議題は以上となります。委員各位におかれましては、貴重なご議論をいただきましてありがとうございました。

最後に、事務局からご連絡がありましたらお願いしたいと思います。

○高野委員

すみません、ちょっと1つだけ。私、先ほど対話の場の総括に関する追加コメントをしましたけれども、それに対するNUMOのご回答をちょっとお願いします。

○阪口副理事長

先ほども申しましたとおり、今まだオンゴーイングのまとめでございまして、前回の小委から今回の小委の間でも皆様と意見交換をさせていただきながらの、今回の我々の提示でございまして、同じような対応ができればと今考えております。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局からご連絡ありましたらお願いしたいと思います。

○下堀課長

ありがとうございます。

高橋委員長、委員の皆様におかれましては、本日も貴重な審議をコンパクトにご提示いただきまして、本当にありがとうございます。ご協力ありがとうございました。

本日いただいたご意見を踏まえながら、たくさん指摘いただきましたので、しっかり取組を進めていければと思っております。

本委員会の次回以降の開催につきましては事務局で調整の上、委員の皆様へ改めてご連絡を申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして第3回特定放射性廃棄物小委員会を閉会いたします。

本日はご多忙のところ、長時間にわたり熱心にご議論いただき、誠にありがとうございました。どうもありがとうございます。